

選挙人名簿抄本の閲覧における注意事項（政治活動・選挙運動）

公職選挙法において選挙人名簿の正確性を確保するなどのために閲覧制度が設けられており、以下のような場合に閲覧することができます。

1. 特定の者が選挙人名簿に登録された者であることを確認するために閲覧する場合
2. 公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動、選挙運動を行うために閲覧する場合
3. 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で、公益性が高いと認められるものうち、政治又は選挙に関するものを実施するために閲覧する場合

閲覧申出手続き

1. 江東区選挙管理委員会事務局(電話：03-3647-9091)へ問い合わせる。
他の閲覧申出者と閲覧日時が重なるのを避けるため、**事前**に希望日時をご連絡ください。
2. 必要な提出書類を揃える。
提出書類については、下記「閲覧の申請に必要なとなる書類」をご確認ください。
3. 提出書類を**事前**に郵送または持参する。（閲覧日に持参することは控えてください）
4. 当日、閲覧する
閲覧当日には閲覧者本人の有効期限内の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート）等、公的機関が発行した顔写真付きの本人確認資料の提示が必要となります。
ご提示いただいた書類は、事務局でコピーをとらせていただきます。
お持ちでない場合、照会書を自宅に郵送します。（発送手続きに日数を要するので、遅くとも申出の一週間前までにその旨をご連絡ください。）

選挙人名簿を閲覧するためには、事前に申出書及び閲覧に関する必要な書類を提出する必要があります。

下記のとおり閲覧の目的や内容により申出書の種類や必要な書類が異なります。

閲覧の申請に必要なとなる書類		
政治活動・選挙運動	公職の候補者等	1.選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)
		2.公職の候補者となろうとする者であることを示す資料
	政党 その他の政治団体	1.選挙人名簿抄本閲覧申出書(政治活動)
		2.政治団体設立届出書の写し 3.活動実績を示す資料 (予算書・事業計画書の写し、前年の収支報告書の写し、定期的に発行している機関誌紙など)

申出書の様式はホームページ下部「関連ドキュメント」よりダウンロードできます。

その他選挙管理委員会が資料を求める場合があります。

裏面もお読みください。

閲覧できる時間・場所

時間：午前9時～午後0時、午後1時～午後5時

場所：江東区選挙管理委員会事務局（江東区役所7F）

ただし、以下の場合は閲覧ができません。

- すでに他の閲覧者が同日の同時間帯に閲覧しているとき
- 閉庁日（土曜日・日曜日・祝日等）
- 選挙期日の公(告)示日から選挙期日後5日にあたる日までの期間
- その他、名簿抄本の更新など、事務上都合がつかないとき

閲覧日当日＜閲覧当日にご提示いただくもの＞

- 顔写真付きの身分証明書（有効期限内のもので、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート）等、公的機関が発行した本人確認資料
 - 当委員会発行の照会回答書及び委員会が認めた資料
- ※ 上記のいずれかの書類をご提示ください。（公職選挙法施行規則第3条の2第4項）
1. その他閲覧の目的や利用方法を明らかにするため、選挙管理委員会より追加資料の提出を求められた場合は速やかに提出してください。
 2. 閲覧内容を記録する方法は、筆記及びパソコンによる入力に限ります。選挙人名簿等のコピーやカメラによる撮影またはこれに類する行為はできません。
 3. 選挙人名簿等の破損や汚損、加筆その他の不正な行為はしないでください。
 4. 閲覧終了後に、作成した資料のすべてを選挙管理委員会に提示してください。

閲覧に来られる方は、有効期限内の顔写真付きの身分証明書はお持ちですか？

閲覧に来られる方で、顔写真付きの身分証明書がない方がいる場合、照会書の送付を選挙管理委員会へ依頼をしていますか？

閲覧申請書を提出する前に、希望日時の確認は済んでいますか？

閲覧申請書は、余裕をもって提出していますか？
当日の持ち込みでは、閲覧できない場合もあります。

予約した日時に来れない場合や遅れる場合は、必ず選挙管理委員会事務局
(3647-9091)まで連絡をしてください。

